

第一経理 ニュース

Daiichi Keiri
NETWORK

<http://www.daiichi-keiri.co.jp>

2019
No.728

12

■ 4つの「経営理念」

- ① 私たちは納税者の権利を守り中小企業と国民を大事にする税制をめざします。
- ② 私たちは中小企業のよい会社づくりを通してお客様の満足を追求します。
- ③ 私たちは身近でかけがえのないコンサルタントをめざします。
- ④ 私たちはお互いに成長し、豊かさを創造する職場づくりをめざします。

PICK UP

第66回 定例一一会

激変の時代への挑戦

～夢と誇りをもって

魅力あふれる企業をめざそう!～

- 三〇条の言い分 1
- 第66回定例一一会 2
- ちづるがいくあなたの街の飲食店 4
- 税務調査最前線 6
- ワンポイントアンサー 7
- 業種別景況分析 7
- DDKコーナー 8
- 一一会コーナー 8



回送車 明かり点さぬ 寒さかな (作:加藤素美)

季語…寒さ 場所…東京都丸の内

三〇条の言い分

去る9月26日、政府税制調査会は中長期的な税制の在り方を提言する「中期答申」をまとめた。第二次安倍晋三政権の発足以降では初めてであり、6年ぶりのことである。通常は3年に1回の中期答申の間隔がこれだけ空くのは異例である。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」。答申の中身は①人口減少・少子高齢化②働き方の多様化③経済のグローバル化・デジタル化④財政の構造的な悪化が主なところである。

大きな部分で経済社会の構造変化の捉え方は確かに間違いではない。ただ、「財政の構造的な悪化」について大きな要

因となっている消費税については他の税制に比べ、将来像について具体的な記述は入っていない。消費税頼みになっている現在の税収構造、そして、直後に増税されたにも関わらずである。答申がまとめられた第28回の総会議事録を見ると、参加した委員2名より安倍総理からの諮問である「公平・中立・簡素」の三原則について、今一度原則に立ち返ってとの意見が上がった。

国の目線は一部の大企業ではなく、国民の大多数に合わせることにより「公平・中立・簡素」が保たれるのである。目を覚ませ！ (QP)

第66回 定例一・一会

激変の時代への挑戦

～夢と誇りをもって 魅力あふれる企業をめざそう！～



久保山一・一会会長のご挨拶



代表挨拶



乾杯のご挨拶
協同組合DDK石田様



新役員 永戸 古川 就任挨拶



パーティーの様子



記念講演の様子

定例一・一会参加の御礼

11月18日に行われました第66回定例一・一会は、多数の皆様にご参加いただき、盛況のうちに終えることができました。ご多用の中、ご参加いただきました顧問先、関係諸団体の皆様、そして講師をお努めいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

今回のテーマは「激変の時代への挑戦 ～夢と誇りをもって魅力あふれる企業をめざそう！～」でした。少子高齢化、人手不足、またテクノロジーの進化がもたらした情報や流通への影響など、まさに経営環境は激変の時代です。さらに消費税率の引き上げは、中小企業経営に大きな打撃をもたらそうとしています。

今回の記念講演では高齢者ケアシューズのトップメーカー徳武産業株式会社の十河孝男様にご講演いただきました。多くの介護施設を回り、実際の高齢者の方々の足を観察され、開発期間は2年に及びます。「お年寄りが転ばない靴をつくる」その使命を十河様だけでなく社員の方々と共有されたことにより、ユーザーに心から喜ばれる「あゆみシューズ」

が誕生しました。「お客様の心に寄り添う」「地域に寄り添う」「社員が宝」など、まさに激変の時代にも躍動し続ける中小企業の目指すべき姿を教えていただきました。

各分科会につきましてもそれぞれの「挑戦」や「取り組み」が報告されました。講師を務められた皆様のパワー溢れる発表に、感心の声や大変参考になったという声が多く寄せられました。

総会では、消費税増税を中止すること、自然災害への抜本的対策を講ずること、憲法遵守の政治を行うこと等を求める宣言が採択されました。

これからも第一経理と一・一会は、顧問先や諸団体の皆様とともに、激変の時代に挑戦し、魅力ある会社づくりのお役に立てるよう共に歩んでまいります。

ご参加、誠にありがとうございました。

一・一会	会長	久保山	隆之
第一経理	代表	齋藤	正広
一・一会委員会	委員長	田中	孝幸



記念講演
感動のオンリーワン企業を目指して
 ～勇気を与える
 「あゆみシューズ」が届くまで～
十河 孝男 氏
 徳武産業株式会社 代表取締役会長

介護施設の「転ばない靴をつくって」という希望から開発が始まりました。多くの施設を回り、靴に悩みを抱える人の話を聞き、従来の常識では考えられなかった「あゆみシューズ」を完成させました。実際の商品を手にとって紹介しながら、その苦労やこだわりをお話する姿が印象的でした。



第1分科会
設計事務所は敷居が高い！？
荻津 久美 氏
 株式会社キッツプラン建築設計事務所 代表取締役

施主様の要望に応えるため、不動産部門を立ち上げ実現した「自社施工」。SNSを使った視覚に訴える広告。女性建築家ならではの生活動線を大事にした設計。そのすべてが「家づくりの中心は設計事務所ではなくてはならない」という社長の信念が伝わり、参加者もその思いに共感できた2時間でした。



第2分科会
磨き上げと事業再生
椎名 敬一 氏
 タイホー株式会社 代表取締役

先代はカリスマ経営者で、社長業の引継ぎもなく他界。試行錯誤の経営が始まりました。あらゆることに手を打つ中で、社内風土に化学変化が起こります。「私にできることは何かない？」という社内の雰囲気。自社製品の愛着と自信。椎名社長の念い「親切・まごころ・工夫」を皆さんで実践している暖かいご報告でした。



第3分科会
自分が変わることによって従業員も変わる
 ～従業員と共に成長していく企業に～
佐々 正和 氏
 志村工業株式会社 有限会社誠和鉄筋 代表取締役

講演は、佐々社長の半生の中で壁を乗り越えた時に得たもの、失ったものを振り返りながら進み、人材を確保、定着させるための独特な方法や、外国人実習生の活用等、ご講演頂きました。「こういう時、みなさんはどうするか？」との問いを参加者に投げかけ、意見を聞くことで様々な観点から考えられる講演になりました。



第4分科会
会社を継いで7年が経ちました
 ～今だから思う当時のこと・これから自分がやりたいこと～
早川 慎一郎 氏
 有限会社ティーピーオー 代表取締役

事業承継がテーマでした。「会社を継ぐか継がないか、3カ月以内に決めてくれ。」と病の父から言われ、引継ぎの時間は半年もありませんでした。そのような中でどのように引継ぎ、今も継続されているかをお話いただきました。質疑応答も活発で関心の高いテーマなのだと感じる分科会でした。



第5分科会
人事労務セミナー
 ～中小企業の働き方改革法への対応～
是永 一穂 氏
 社会保険労務士法人第一コンサルティング

働き方改革関連法について、残業・有給休暇・同一労働同一賃金を中心に、改正の背景・内容から対応方法・働き方改革の本質・未来の働き方の展望について、お話いただきました。一方だけではなく、労使双方の意識の変化が重要であるという印象を受けました。

労務問題に対する関心の高さを感じさせる分科会でした。



第6分科会
高齢者の財産管理の実情と対策
後藤 悟 氏
 司法書士法人第一法務

高齢化社会が進む中で認知症の高齢者の財産管理が問題となっています。その対応策として、成年後見制度の他、財産管理委任契約・任意後見契約・家族信託契約について、選択のポイントと共に説明がありました。特に家族信託契約について質問が多く、この制度への関心の高さを伺わせる分科会となりました。



アイリッシュコーヒー



スコーン



☕ オープンまでの道のり

元々飲食店が好きだったので、学生のとき初めてカフェレストランでアルバイトをしました。その時から自分なりに改善を常に考えていて、最終的には自分の店を持てば、好みにできるので、好きなメニューとコンセプトで店を開こうと決めていました。

飲食業の面白さは、自分のセンスや良かれと思ったことが、お客様にダイレクトに評価されることだと思います。美味しくなければ料理を残されてしまいますから。

卒業後は5年間と決めて旅行代理店で働き、いろんな国や地域の文化を吸収しました。その後の4年間は飲食店で修業。32歳の時にオープンしました。

☕ 自分の「好き」を集めた店づくり

この千鳥ヶ淵の桜並木沿いに構えたのは、日本武道館、靖国神社、外国の大使館など、様々なカルチャーが存在する場所だからです。観光名所だけでなく、オフィス街もあるのでとても魅力的ですし、学生時代から縁を感じていた街でした。

私はお酒があまり飲めなくて、甘いものが好きです。また、アンティークが好きなので、食器、雑貨含め、店内は全てアンティークです。立地も含め、そういった自分の好きなものが集まって今のお店になりました。

☕ 売っているのは「空間」

今では低価格帯のカフェも多くありますが、ミエルで出しているコーヒーの価格は640円～です。食器、雑貨、音楽、雰囲気、全て含めての640円です。店は半地下になっているため、ビルなどが見えません。見えるのは千鳥ヶ淵の緑です。スタッフの更衣室や事務室も地下に用意していますので、日常の光景が見えないようになっています。こうしてひとつひとつ「現実」を見えないように、凝った店を創っています。

近年、意外なところで好評をいただくようになりました。若い女性客が増えているのですが、このアンティークがマッチしているようで、インスタグラムに載せてくれているんです。そういった方が何名もいらっしゃるので、とても嬉しく、私自身もインスタグラムを始めるようになりました。

☕ 一枚一枚、増えていく喜び

一つこだわりの雑貨を紹介しますと、壁一面に飾ってあるデンマークの食器ブランド「ロイヤルコペンハーゲン」の「イヤープレート」です。自分が生まれた1970年のものから全て集め、毎年買い足して飾っていますので、ちょうど50枚が並んでいることになりました。このイヤープレートは毎年12月に出るので、もうすぐ2020年のイヤープレートが出ます。クリスマスシーズンに来ていただければ、おそらく1枚増えていると思います。毎年一枚ずつ壁にお皿



イヤープレート



が増えていくことにも、事業主としての喜びがあります。

☕ こだわった一杯

店内の話ばかりになってしまいましたが、コーヒー豆、そしてドリップの仕方にもこだわっています。基本的に、生豆を2〜3年かけて熟成したオールドビーンズを、ネルドリップしてお出ししています。

ネルドリップは4年間の修行時代に学んだのですが、布を通してコーヒーを落とす方法です。今の流行りとしては、浅煎りの豆をペーパードリップした、さらっと飲めるコーヒータイプかと思いますが、このネルドリップは苦みとコクを徹底的に追及した方法で、コーヒーにとろみも生まれます。今こういう出し方をするお店は本当に少なくなっていました。

このコーヒーのお供として一番人気なのが、胚芽入りのスコーンです。ケーキも全て手作りなので、ネルドリップしたコーヒーにピッタリだと思います。

☕ クリスマスシーズンをお楽しみに♪

店内が模様替えをするのはクリスマスシーズンだけです。例えばリースも含め、クリスマスの装飾は自分で作っています。その時期だけ装飾が変わるので、それを楽しみにしてくださっているお客様もいます。ここも自分のセンスが試される場所でもあります。

また、先ほども申し上げましたように、2020年のイヤープレートは12月に出版です。イヤープレートに書かれているのはクリスマスの絵柄ですので、他の年の絵柄と見比べるのもおもしろいと思います。

クリスマスシーズンも見てほしいですが、いつもお越しいただいてもミエルの「空間」をお楽しみいただけると思います。半年に一回のペースで音楽ライブをやっています、今年はジャズライブを行う予定です。都会の喧騒を忘れた空間で、美味しいコーヒーで一息つかれてみてはいかがでしょうか。

café miel (カフェ ミエル)

住所：東京都千代田区九段南2-2-8
(九段下駅より徒歩5分)

営業時間：

月～金曜日 9:00～23:00
土曜日 11:00～18:00

定休日：日曜日・祝日

Instagram



facebook



<珈琲レポ>

・ミエルコーヒー

看板メニュー。はちみつとバターがアクセントになり、更なるコクが味わえます。

・ブレンドコーヒー

もはや説明不要。深みとコクが美味しい。

・アイリッシュコーヒー

多くの海外を旅し、その地のアイリッシュコーヒーを飲んできた常連客曰く、「46か国で

飲んだけれど、ミエルが一番美味しい！」

・ロイヤルミルクティー

女性客に圧倒的的支持。アールグレイをとにかくふんだんに使用している。

・スパークリングコーヒー

筆者オススメ。とにかく美味しい。とにかく飲んでみてほしい。(レシピは企業秘密とのこと)

税務調査 最前線

調査で指摘される 源泉所得税

調査事例検討委員会

第一経理では10月に今事務年度（H30.7～R1.6）の調査報告会を社内で行いました。今回は昨今の調査で指摘された源泉所得税の論点について取り上げたいと思います。

▶ 扶養控除等（異動）申告書の保存 ～アルバイトの扶養控除等申告書が見当たらない～

基本ですが、毎月の給与を甲欄（低い税額）で徴収し年末調整をするには、従業員から扶養控除申告書を提出してもらう必要があります。ところが、すぐに退職してしまったり、出勤日が少なかったりで、もらい忘れてしまったというケースがよ

くあります。

あるべき書類がないという形式上の問題ですので調査官にとっても指摘しやすい事項で、乙欄（甲欄よりも高い税額）に是正されてしまいます。

▶ 社長親族 ～調査官はこう見た！！それって社長のポケットマネーでは？～

大前提ですが、働いていない親族に給与が支給されている場合には、そもそも経費とはなりません。職務内容を説明できるようにしておく必要があります。

また、ちゃんと本人に支払っているかもチェックされます。受領書のない現金払いや、社長経由での支払いもしばしば見受けられますが、社長が

もらっているのではないかと疑われます。少額であっても、直接本人の口座に振り込んだほうがいいでしょう。

遠方に住んでいる親族に給与を支払う場合には特に注意が必要です。調査官の頭の中では「出社せずに何の仕事をしているのか？」「遠方なのに現金手渡し？」などの疑問がすぐに浮かびます。

▶ 帰省旅費・永年勤続表彰・食事補助 ～実はそれ課税されます…～

単身赴任者へ帰省旅費を支給した場合は給与として課税されてしまいます（ただし、会議への参加など仕事のための帰省であれば課税されない場合もあります）。また、永年勤続表彰も現金や商品券で支給した場合にも給与として課税されます（少額な記念品や旅行で常識的なものであれば課税されない場合もあります）。

食事補助については、本人が半分以上負担し、

事業者の負担が月3,500円以下の要件を満たせば課税する必要はありませんが、要件を満たさない場合には源泉徴収が必要です。

従業員への福利厚生くらい税金をかけないでほしいですが、源泉徴収が必要となるケースがたくさんあります。給与としたいくない場合には、どのような要件をクリアしないといけないか細かく確認しておきましょう。

▶ 国際取引 ～専門家でも難しい！！～

昨今、外国人労働者の増加や海外留学などが増え、扶養親族が海外に住んでいるケースが増えました。平成28年分より、海外に居住する親族を扶養とするには親族関係書類と送金関係書類が必要となっています。この点について第一経理で対応した調査でも、書類がないとして指摘を受けています。

また従業員を海外の子会社に出向させるという

お話もよく耳にするようになりました。この場合には出国時に年末調整が必要になったり、出国後に国内勤務分の給与を支払う場合には非居住者としての源泉徴収が必要であるなど、複雑な処理が必要になります。

国際取引は思いがけないところで源泉徴収が必要になるケースがあります。事前に第一経理へご相談ください。



ワンポイントアンサー



編集委員会

年末調整について



弊社の男性社員の中で、12月に離婚した人が居るのですが、今年は配偶者控除は受けられませんか？

12/31時点での現状で判定しますので配偶者控除は受けられません。(ただし、死亡の場合には配偶者控除を受けることができます。)なお、その方は寡夫控除を受けることができる可能性があります。その場合には以下の要件を全て満たす必要がありますのでご確認ください。

寡夫控除の対象となる人の範囲

- (1) 合計所得金額が500万円以下であること
- (2) 妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていないこと又は妻の生死が明らかでない一定の人であること
- (3) 生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下(令和2年分以後は48万円以下)で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない場合に限る)がいること。

監査役の退任について



今回監査役設置会社を廃止するのですが、監査役からの辞任届は必要でしょうか？

必要ありません。会社法上、一定の会社は定款を変更して監査役非設置会社となる事ができますが、変更した場合は当該会社の監査役は「任期満了により退任」となります。従って、法的には辞任や解任といった手続きは必要ありません。

今月の

[7月決算法人]

業種別景況分析

伸び率			業種区分	件数	黒字件数割合	
売上高	人件費	銀行借入金残高			当期	前期
5%	-1%	2%	製造業	5件	80%	60%
3%	-1%	-8%	建設業	31件	77%	71%
0.1%	-6%	-1%	不動産業	11件	82%	73%
-3%	-2%	7%	卸売・小売業	11件	73%	45%
-5%	7%	-0.2%	飲食業	5件	40%	60%
0.4%	-1%	—	医療・福祉業	7件	57%	57%
9%	-3%	14%	サービス業&その他業種	20件	60%	55%
3%	-1%	2%	全業種合計	90件	70%	62%

今月のコメント

- ◆ サービス業&その他業種では全体的に売上高が伸びており、+9%の伸び率となりました。一方で、銀行借入金残高の+14%については伸び率を牽引した企業がありました。
- ◆ 飲食業は売上高減少に対し人件費増加と、特に厳しい状況が続いていることが伺えます。黒字件数割合も減少でした。

【算出方法】

- ・前期データを100とし、伸び率を算出しています。
- ・売上高と人件費は1社ごとの各伸び率を算出し、サンプル数で平均しています。実態をより正確に反映させるため、イレギュラーな事象によって異常値が出た数値及びサンプルは集計から除外しています。
- ・銀行借入金残高は業種の傾向をより正確に反映させるため、それぞれの全社分を合計し、そこから増減率を計算しています。
- ・対象となるサンプルは前期・当期両方の数値があるもののみを採用しています。
- ・製造業、建設業、不動産業、卸売・小売業、飲食業、医療・福祉業以外の業種はサービス業&その他業種に集約しています。

▶ 次号は8月決算法人の分析です

INFORMATION

DDK DDKコーナー

▶ DDKセミナーのご案内

☆年金セミナー「どうなる？年金」

- ・講師 DDK/第一コンサルティング
社会保険労務士グループ
- ・日時 1月24日(金)18時半～20時半
- ・場所 東京芸術劇場6F
- ・資料代 3,000円
- ・対象 経営者、総務・人事担当者、60歳間近の方

☆新春経済セミナー

「カジノ騒動から見える日本経済の課題と展望」

- ・講師 鳥畑 与一 氏
(静岡大学人文社会科学部経済学科教授)

- ・日時 2月6日(木)14時～16時
- ・場所 IKE・Biz 6F多目的ホール
- ・資料代 2,000円

▶ DDK ETCカードのご案内

高速道路利用にあたって、UCカードと提携した法人専用ETCカード(高速利用限定)をお薦めします。①カードごとの月高速利用額に対し割引、②車両名義を問わない、等のメリットがあります。

▶ 経営セーフティ共済ご加入を

経営セーフティ共済とは、取引先に不測の事態が生じた際に、掛金総額の10倍の範囲内で、無担保・無保証人・無利子の貸付が受けられる制度です。掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。

●お申込み・問い合わせは ☎03(3980)8298

一・一 会 コー ナー

● 定例一・一会参加のお礼

11月18日に行われました第66回定例一・一会は、多数の皆様にご参加をいただき、盛況のうちに終えることができました。ご多用の中、ご参加いただきました顧問先、関係諸団体の皆様、そして講師をお務めいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。
なお、総会にて承認されました総会宣言は別紙にて同封させていただきます。

● 一・一会年会費(納入のお願い)

本年度(2019年10月～2020年9月)の一・一会年会費納入のお知らせを郵送させていただきます。

一・一会の事業活動は、皆様からの会費によって運営しております。

同封の振込票またはご案内文に記載しております銀行口座にてご納入くださいますようお願い申し上げます。

FP事業部 事務所移転のご案内

12月2日(月)付けをもちましてFP事業部が池袋支店に移転となります。

住所及びFAX番号が以下のとおり変更となります。お間違えのないようお願い申し上げます。

【新住所】

〒171-0022

東京都豊島区南池袋2-26-5

アイ・アンド・イー池袋ビル5F

【新FAX番号】

03-5949-2922

※電話番号に変更はございません

新入社員の紹介



わかまつ れん
若松 廉

11月21日入社
(第一コンサルティング)

よろしくお願ひいたします

放言三昧

今年も終わりの足音が聞こえてまいりました。一年を振り返ると、天皇陛下の即位、ラグビーW杯、消費税率10%への引き上げ、その他にも多数のいい出来事、悲しい出来事があったと思います。皆様にとってどんな一年だったでしょうか？

また企業経営におきましても今年も継続的な人材不足、採用難、そして働き方改革、来年始まるオリンピック・パラリンピックの影響と、経営者にとって先の見通しが立たない一年だったと思います。

そんな中で私がこの一年間、方々からよく耳にした

キーワードが「経営計画」でした。しっかりした経営計画を立てること、それを着実に管理していくこと、これ自体今に始まったものではありませんが、おそらく多くの方が改めてその重要性を実感し、広まりつつあるのかと実感しています。

自分の今年度の計画を振り返りますと波乱続きでした。特に体型・体重のPDCAがうまく機能していなかったようで、穿けなくなるスラックスが出るなど、大幅な見直しが必要となる局面もありました。

来年はもっとよい1年にします。今後とも第一經理ニュースをよろしくお願ひ申し上げます。(杏翁)